

中外新聞

合本

卷一

18
63
1

6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8

8 寧 63 1

慶應四年四月第三板

不許翻刻

中外新聞

初卷

第一號
第七號

開物社印

中外新聞やうやく法物に弘まらば
 此求むる人甚多きよりおのれを
 縮めて小本と爲し 幸甚に送るの便
 ようせんしよなあるも何れと人の
 むらまをては弟之板を物
 片々知月中旬也

序

柳河善の稿をす

中外新聞

先年以來横濱開板のタイムス又ヘラルドと名くる新聞を
訳し又モ英吉利亞墨利加法蘭西和蘭諸国の新聞をも得る
とび毎に訳出し写本より傳へ来ると雖も筆者の煩をき
と堪へざるを慮り此度活字より印行するのあり
新聞を其原本を得るに随て訳出し其訳の先成るのより
印行を故に原本の号数に拘らざり只公布の前後を以て号数
を定む且つ訳文ありきも廣く世上に布知すべき程の事
を取交へて記を是と中外の名を命する所以あり
新聞を多く益と善し四方の君子希く之を寄贈して以て

漏を補ひらふへ

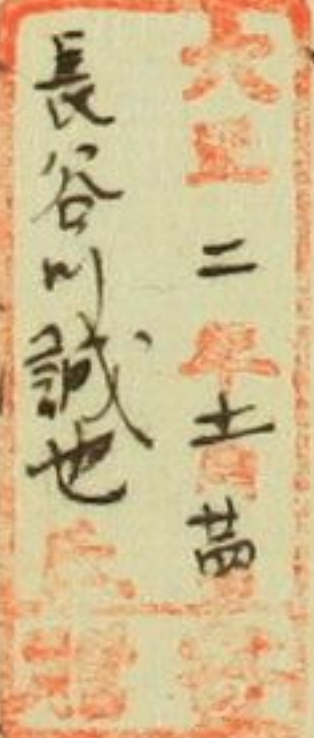
慶應四年二月

中外新聞第一号

慶應四年二月廿四日



西洋三月七日我二月十四日の横濱出版新聞紙より抄出



此度神戸より来りし書状の趣より箱根の街道既より攻進の路とありし由を慥に申越し然とも諸説一定せし或は十四五日以前薩戸人七百人急を京都を出立せし云ふ是は箱根の備へあきを知りて之を奪ふと見えたりそれと付ては人数は少く不相當ありと雖も若し説実事ありは是亦江戸通行の要害あり故に随分尤あり

事あり

長崎よりの便に申越しし事万一信実あし箱根の要所
を取られしより尚北方諸侯の為り大不幸あつべし

長崎の書状に次に出せ 北方とい関東の事して南方と

西国諸侯の事あり原文のまゝに訳しし

若し紀州侯他の大名の盟主とありて江戸を助るが為

朝廷への周旋をあたふは双方の都合も宜く安全あつ

し実し紀州の徳川氏の頭分とありて双方の間を取扱ふ

べきなどの權ある家あり然るに長崎の書中云へる趣は甚

疑ふべし

京都より長崎より左の趣を申し越しし會津并伊

豫の松山備中の松山高松大多喜此大名の皆京都に敵對せ

し者し其屋敷をも領地をも召上げらるべき由あり此事

を 天朝より布告ありしに仙臺の在京家老全

朝敵にあつざる由の歎願をあり其他諸方より色々の願

書出する由あれども長き評議の後忽ち征討を仰出されし

り是に於て彼家老の大に驚き全く其主人の命に左様の事

しは是れは是れを申述べ尚又再願をありしれども再び別

紙を以て會津の地を攻取らるべき由を命せられし但し是

の仙臺と會津との間を離るが為の計と見えし何と今少

一日を經たらば委しむる相分るべし
此度の 天朝の決定も全く薩戸と長州との決議より出
る事ありべし此の如き未曾有の大变革の蓋し 天子
を尊ぶの真意より出るるべし只權勢を備へて
る名の影有るに依て之に及びあらん故に北方諸大名の
不服あるも亦其理あきふらるべし
一橋の只恭順謹慎より敢て戦を好まざらん
一橋との即ち 大君の事あり或は前將軍とも云へる處
ありられ亦原本のまゝに誤り
外国と日本との交際も付て此末如何成り行くべきも未だ

詳あらざる
神戸より西洋二月廿七日即ち日本二月五日に出る書状
に曰サトウ京都より帰着を医官宛リスを京都に留りて怪
我人の療治を成せと
按は英吉利の醫師を京都に招くことを薩戸の願より去
る正月廿六日 天朝の許容ありし由あり
同所より西洋三月二日即ち日本二月九日に出る手紙に
曰備前侯の家来に外国人に向て砲発の差図をおしる罪
に依て今日誅せらる初を切腹と聞きしが頭を斬らる事
に成りし右死罪に兵庫の寺院にて行ひ各国の名代一人

つゝ見分の為に出張を

○西洋二月廿八日即ち日本二月六日長崎より出たる英人書状の抄訳

此頃中毎日當港在苗の軍船より人を出し市中を巡らしむ然れども十二大名此地の奉行所を預りより以来其事止し

十二大名とは即ち薩广土佐筑前安藝島原大村肥前長州五島對馬肥後平戸これあり

此程真偽の詳あらず加州と越前との間は戦争ありとの風聞あり又紀州の兵七千人 大君を征討するが為に江戸

へ行きしもの風聞ありて市中以の外は動搖せり

此節外の商賣はあく只蒸気船銃砲弾茶の賣買のみありイウゼニーと名くるゴンボートは十万ドル、肥前へ賣れヒンダと名くる船は十一万ドル、長州へ賣れ、今一艘タイワンと名くる船も賣れ、買主と直段との詳あらず

四日以前アテリ子と名くる船は是も賣物、兵庫へ往きロフルを昨日横濱へ出帆、軍船アイカルスは今日箱館へ出立を

ペール、船を一昨日上海へ往き、亞墨利加船オニワルドを

それより以前は出帆しより

按は亞墨利加の既は局外中立の觸書を出して軍船武器の賣買を禁せり蓋し他国も同ドウもべし其布告いまだ長崎は達せざりし前の事ありや○觸書の文の第二号は出帆

内田弥太郎 譯

西洋新式

縫物器械用法傳習并は仕立物の事

右器械をシウインマシン子と名くる精巧簡便の品なり近年船来りりしと雖も用法いまだ世に弘らば依て去年官命を蒙り横濱に於て外国人より教授を受け尚又海内利益の爲は傳習相始の間望の由方の開成所へは尋ふべきべくは付ての傳習の序何れも注文次第廉價に仕立物致すべく依て此段布告及ふものあり

慶應四年二月

開成所は於て

遠藤辰三郎

此度新聞紙印行相始めいり付ぬ入社ふされ度ぬ方ぬ姓
名并ふ入用の部数小川町開成所内へぬ中越ふさるべき事
代銀の前金も跡金も一ヶ月毎ふぬ拂の事
日本外国とも新聞の類ぬ差越下されぬゆゑ早速植えさせ
製本呈上いふんへき事

二月

中外新聞第二号

慶應四年二月廿八日出板

局外中立の觸書

日本御門と大君との間ふ戦争の起りたる事を布告し且
合衆国人民をいへ局外中立の規則を嚴重に守らるめんが
為ふ左の趣を觸し示す
軍船或は運送船を賣り又は貸し兵士武器彈茶兵糧其外を
べて軍事ふかくまひたる品を或は賣り或は貸し渡す事
嚴禁すべきものあり若し此規則に相背くは於ては公法
に依て之を論されば即ち局外中立の法度を破る者ふ

敵視せらるゝに至るべきものあり
前文よ言へる如き規則を破る者ハ軍律ニ従ひ其人ハ捕虜
せられ其積荷を没收せらるべき事勿論ありと云へ局外荷
主の品よりとも連累の禍を免る事能をざるべし
日本国と合衆国との條約面の權ニ依てと云へ我國人より
と雖も右の規則相破りとする者を敢て之を保護する事能を
ざるものあり

日本在留合衆国ミニストル

ラン フルケンブルグ

日本兵庫神戸ニ在る合衆国居留館ニ於て

西洋一千八百六十八年二月十八日即ち日本正月廿五日

右布告の文各国何とも同文言ありて只ミニストル
の姓名異なるのみ
渡辺一郎 訳

○
仏蘭西の飛脚船最早西三日の間に入津をべし向山隼人正
其船に乗りて帰府をへき筈あり其他の友人も共に帰帆を
る者有べしれば定て面白き新聞多かりんと思はる見聞の
説ハ追々次冊に印行をべし

或人の話^{ナガシ}は京都より置^かうれしる伊東某といふ兵庫奉行を以て外国人へ談判^{ダンパン}ありしるに^レ此度^{コノタビ}徳川氏政權を返上^{マゼ}りし上^ニの外国の條約も 王朝^{オウチウ}は於て新^{シン}に結^{ムス}ぶせらるべし云々外国人答^{コタヘ}へて曰 王政復古^{オウセイフクコ}の事の承知^{オウチ}せり去^サあぐら條約の儀^ノの各國帝王の調印^{テウイン}を致^{ツケ}しは事故^{ジコ}只今即時^{シマタ}の決^{ケツ}し^レ難^{ガタ}し各國申合の上^ニ本國帝王へ申遣^{マツル}し其差^サを^レ受^{ウケ}て決定^{ケツ}すべき事勿論^{ムロウ}ありし^レ付ての先年以來日本^ニ於て外國人の殺害^{コロシ}せられし事度^{コト}は^レ有^アり其外^{ソノトモ}狼藉^{ロウジツ}の所業^ノに至^{いた}りてを^レおけ^テ教^{ツケ}へ^ルに^レ此度 王朝^{オウチウ}は於て政^{セイ}法^{ホフ}改革^{カクハク}の儀^ノ出^デされし^レ先づ其手^テ始め^メは 天子御調印^{テウチウ}の書付^ノを

出^デし^レるべし其文言^ノは是^レまで日本国内^ニ於て外国人へ對^シし不法^{フホフ}の働^ハき^ヲ或^レは故^コあり^テ外国人を殺^{コロ}し^ル者^ノあり^ト雖^モも今度^{コノタビ}新^{シン}に政律^{セイリツ}を改^カ正^{セイ}する上^ニも日本全国^ニは詔^{ミコトノリ}を下^シし敢^カて右様の所業^ノを致^{ツケ}させ^ズべきとの證書^{シヤク}あり此の如^ノき證書^ヲを得て各國の帝王へ差送^{サツ}り其後改^カめ^テ條約の事を談判^{ダンパン}し及^ツぶべしや

○二月廿一日出板横濱新聞の訳文

仏蘭西人泉州左海^{ソウカイ}に於て殺害^{コロシ}せられし事

今廿一日亞墨利加の軍船^{イクサフネ}モノカシ^ノ兵庫より當港^{トウカウ}に來着

す亞墨利加普魯社以大利のニストル同船して帰り來たり英のニストルも上京の支度して尚彼地は滞留し此船の載せ來りし書状を見らるるに去る二月九日備前の士官死刑に處せられし事頗怒り日本人復讐の爲に仏国水夫を許多切害せし由を申し越しし蓋し土佐人又土佐人の装をあらし備前人あらん竊に思ふに諸国のニストル先日備前士官の切腹を止めし事佛国水夫も命を失ふ事あり日本政府は於ても此事件より起るべき災害を免らん右人殺しの一件諸説紛々しりと雖も左の書状多分ハ実説ありべし

西洋三月十二日即ち日本二月十九日神戸より出たる書翰の文

昨日キウシウと名くる船は一封の書を託るといへども思ふに此モノカシ船却て速に到着を乞ふに依て短文を以て一事を報告す

日本二月十五日堺に於て一小船は乗り居る佛国の水夫共不意に土佐兵隊の爲に襲われ切害せられし者十二人水を泳りて其場を逃れし者僅に一兩人は過ぎば是を明白に兼て巧みなる偽計と見え最初より其子細を告る事あり又水夫の内小船の外は誘出され其後取巻られし者も

り諸国の公使右罪人を速に刑罰せん事を京都に訴ふ
よ土州の勿論京都政府も至極心を用ひて之を尋ね出
し刑して以て外国人に謝せんと欲するの様子あり既に其
罪人の内捕へられし者もこれ有し

昨日神戸にて右の死骸を埋葬を諸国のミニストル悉く葬
よ會を其時墓前よ於て佛国のミニストル彼死人の同僚よ
向ひ後日必き大に死人の為よ復讐をおさんと云へり

右死人の内刀剣を以て殺されし者ハ只一人に其餘ハ
皆銃丸の中より○或説十六人の内死者十一人と云

奔リスサトウの兩人再び京都に入りサトウを土州侯の側

に在る

前便に諸国のコンシル皆大坂を引拂ひし由を申送りしが
英吉利コンシルをいよ彼地よ苗在をと云

江戸を攻めんが為よ京都より三万の大軍を發するとの風
聞たり

是より書状の文あり

右文中よ云へる如くキウシウ船よ託しし書状到着せば
堺よ於ての人殺しの始末明白よ相分るべし依て其以前種
々の異説たりとも敢て之を信せざるべし

○當時横濱在苗の商船十八隻軍船を六隻よし英船三佛

船一亞船二あり

藤野善藏 譯

中外新聞第三号

慶應四年三月二日

和蘭ロトルタム新聞訳出

普魯社国新刻の萬国通表より曰地面の廣き魯西亞国と波蘭
 国を合して日耳曼里方積九万九千二百九十六あゝとらや埃地利国ハ
 一万一千三百零五佛蘭西国ハ九千八百五十普魯社国ハ六
 千三百九十二英吉利国ハ愛倫国を合して五千七百六十二
 是を改羅巴洲内の分あり尚他洲の領地ハ魯西亞三十六万
 九千八百英吉利二十四萬一千五百八十七佛蘭西二万四千
 四百二十八あり

人口を魯国六千八百二十二万七千二百五十二人佛国三千八百零六万七千零九十四人オーストリア奥国を大凡三千五百万人英国二千九百零七万一千人普国二千三百五十七万八千人国債を普国の銀錢ターレルより英を五十三億五千二百万元その他洲領より九億一千一百萬元佛を三十七億六千万元魯を二十四億零四百萬元奥を二十三億一千五百万元普を四万二千八百万元といつれもターレル錢あり

里程の長短銀錢の相場等の洋学便覧二集より出づ
陸軍の人数魯を平時五十万八千人戦時九十七万八千人佛を平時四十一万七千人戦時八十万八千人普を平時二十六万四

千人戦時六十四万七千人奥を平時二十五万人戦時六十一万九千人英を平時十三万九千一百三十三人此外非常の時より呼集むべき兵數陸軍十二万九千人海軍六万八千人他洲の兵二十一万三千二百九十人あり

軍船を英六百廿八隻大砲九千一百五十八位より佛を船數四百七十三砲數七千七百四十七魯を船四百二十五砲二千一百八十六奥を船九十一砲一千零々四普を船八十四砲四百八十四

商船の数を英二万八千七百八十七艘オーストリア尚其他洲領より九千七百三十四艘より佛を一万五千一百八十四普を三千一百十

八魯を三千三百四十塊を四百九十五艘

右此数を毎年増減する内は普魯社を去年戦争の後益
盛大とあるべき勢あり尚加藤弘藏の着せる西洋各国
盛衰强弱一覽表を参考を乞ふ

佐々木貞庵 譯

○雜報

去月京都より久我中納言を大和国の鎮臺を命ぜられ東久
世前少将の兵庫港鎮臺醍醐大納言を參與国内事務掛り兼
大坂鎮臺宇和島少将を外国事務総督兼大坂鎮臺を命ぜら

れらるるの報告なり

東海道鎮撫將軍橋本少将柳原侍従を尾州并薩州等の兵
を率わたり既又箱根より來着を

小沢雅楽助といふ者元は關東の賤民ありしが偽て勅使の
先導と号し甲州に入りて恣に令を下し容易あらざる企に
り然るに其偽する事露顯して此頃召捕られらるるなり

此度泉州にて殺されたる仏蘭西人の一條只今土州并京
都へ談判最中のより解死人を勿論莫大の償金を出すべき
旨嚴しき應接ありと云ふ多分不日は戦争に成るべしとの
夙問なり

英吉利の海軍教師を既十日程以前皆江戸を引拂りて
佛蘭西の陸軍教師はノワンを始め尚江戸に逗留せり然る
は泉州の一條起りて故は二月廿六日皆悉く横濱へ出立
何れも戦争の用意をなすといふ

或は外国人の話より堺にて殺されたる佛蘭西人を最初小
き川蒸気船に乗じて測量に出たる者廿人程なり其内僅
三四人海へ飛入りて命を助けられ死者十六人ありと
いふ或は十一人とも十二人とも云ふ其時亞墨利加人も土
州の固め居りて近辺へ来掛りて山手の方へ道を替へて
通行せし故無難に済むなり若し押して其辺へ行き掛りおど

亞人も必き打拂を乞ふき様子も見えずなり扱此事は付土州
人の不法あるの言ふ迄もあく薩州長州も亦罪なり當正月
以来大坂兵庫近辺の警衛に薩長両家と心得居る由兼て
外国人へ通達されたり然るに此の如き始末は及びたる事
全く薩長の無念あれば仏蘭西人大擧して罪を問ふべきに
勿論英吉利も仏蘭西と互に相助力を乞ふき條約なりは付此
度の英仏合して薩長土の三州を伐つべき理ありと云
横濱ドルの相場此十日程大抵替る事ありドル百枚は付一
分銀二百九十八より二百九十九の賣買あり即ち一ドルの
相場四十四匁七分より四十四匁八分五厘なりと云

○
此新聞紙追々入社の方々多く相成に故あらず職人を撰
み出精いゝ植を以る今月より一ヶ月は六冊づゝ相
違ふく出板致さぶくは尤別段珍らし新聞これ行る時ハ
日限は拘るゝ臨時は摺立相弘め申へく事
摺立の度毎々江戸中書物屋へも差出しは留何方々も模
寄次第々々永あさるゝ事
中外新聞賣弘めし記者を開成所へ出べき事
新聞紙の文章むづかしきとつゝ評判なり依て此次よりそ
平うきを多く相用ひ博学の笑を顧み申ざる事

追加

今川刑部大輔跡部遠江守若年寄に任せらる。
或る処々按摩渡世をむる盲人の家にかく居る浪人
一人を召捕り其所持の荷物を改めし外物の物をあくて只
神社佛寺の札の板木を沢山持ち居り去年諸国は神符の
類を降せし者皆此輩の所業ありし事いよゝ明白あり
第二号は仙蘭西飛脚船近日到着せしと言ひしが既に廿
五日へしと名くる船上海より横濱に到着し向山氏も帰
府のボードインを未だ来らん

○コルクの黒焼留飲并コロリは効能ある説
民間医方の書は苗飲の癖ある人毎日コルクの黒焼を粉と
して水と一日は三度づつ用ゐれば必効能ありといふ説
を記せり然るも新聞紙は左の奇説あり

コルクをフランスの口はさる木あり

英吉利船去年海上より俄にコロリを煩ふ者三十人程出来
せしはコルクの黒焼を粉として水と乳汁とを頻に用ひ
て全快せり是を天竺地方より民間に用ゐる薬方ありといふ

○今日左の書状の写を得たり即ち外国人より或人
に贈りし書状の訳文あり 三月二日追記

於横濱千八百六十八年第三月廿三日即日本二月晦日
一封兵庫より到着せり○本月十九日はパークスロセス并
ポルスブルク上坂に廿日は伏見に着し廿一日京都に到り
廿三日或は廿四日 天子に謁見せん事を期せり

本文の人名を英仏和蘭三ヶ国の公使あり日附十九日
を日本二月廿六日あり推して知るべし

土佐の士分四人兵卒十六人斬首せられ且つ十五万ドルの
償金を拂ふ事ありとあり謹言

中外新聞第四号

慶應四年三月六日

京都より諸州への布令書

今般 朝政御一新^{にあらん}と付ては万民の撫恤の儀の專要^{せんよう}の処當^{とくあて}
今御国内多事の折柄^{かたがら}と付自然安民の道^{みち}等閑^{なげなげ}と相成^{あひな}は際^{きり}と
乗^{のり}し不逞^{ふてい}の徒^と妄^{まが}り^と奔走^{ほんそう}し名^なを勤^{きん} 王^{わう}と假^{かり}り良民を欺^き罔^{ごう}
し々金穀^{きんこく}を貪^{かみ}り殘忍^{ざんじん}と民力を驅^く役^{やく}い^とし甚^{こゝろ}以て御撫恤の
御趣意^{ごしゆい}と齟齬^{そご}い^とし以^もて儀^ぎも多分^{おほく}られ^りとくは^はくは^は万民間の
苦情^{くせい}と^もかいて^は假令^{かくれい} 朝政と觸^ふと^は事^{こと}と^も聊無^{りやうむ}忌憚^{きたん}可
申出^{まを}し尤領主地頭等^{よくりやうしゅちとうとう}と^もかいて^はも厚^{あつ}き御趣意^{ごしゆい}を以て民間よ

り訴へ出い節ハ速ニ大政官へ言上致さぐくハ尚又差掛り
以件々左の通り仰出されハ乃領主地頭より厚く相諭ハ
様致さぐくハ

但一從前の弊習を追て言語擁蔽の事も測り難くハ乃
民間の者より直ニ大政官へ訴出ハ後ハ勝手次第の事
一五畿七道諸宿訳の儀是より申出ハ印鑑これあきりのハ繼
立申間敷等ハ近來宮堂上家來おどく唱へ印鑑引合も
これあきのみあぐん無貸錢ハ人馬繼立剛談ハハ
者これある趣以ての外の事ハ乃以来印鑑引合これハ
く且つ賃錢跡拂等ハハ決ハ繼立申間トキ事

月日

右の通後 御所被仰出ハ事

○英吉利人の著せる日本記事中的一篇

横濱新聞紙タイムスより抄出也

日本の国運循環一徳川氏其幸福を失ハ一橋の名もあて
會盟の列ニ加えらん此人ハ水戸の子あり水戸ハ平生
騒がハ国柄ハ血統争論の絶ゆる間あり此人一橋の養
子トあり島津三郎の撰奉よりて大老の重職ニ昇りより
是を三郎の術数を行ふ為ありハ其後幼き將軍ニ深く信

用せられ竟^ひ將軍の職を嗣^つぐに至り外国同盟の助を以て
其身の幸福を全くせんと謀^まり世を驚^{おど}るひ程の大事業を成
さんと欲^ほし其事を 天子は奏^まつを扱 天朝は兩度政權を
返^かし兩度これを賜^{たま}りし夫より大坂兵庫開港の期限^かは
及び日本は於て尤威權^いはる外国人は接遇^あし我等をしして其
昔日の威權より強^よき事を證^あせしめし其勢^{いき}實^じは威^いあり
と言ふべし然るは其後俄^に兵を出し襲^せ攻^くの企利^きはらむ
て今年第一月夜は乗^り都城を棄^すて逃^にれ出^でし其兵は
敗走^はし其勇氣^いは挫^たげ其王權^い全^く己を去り是はかいて徳川
氏の大統^いは居ると雖も同盟の大名は見^み離^はされ家臣^いを叛^か

き今に至りては進退共^に窮^きり二三年前威權の盛^いありし時
節^は比^をこれば榮枯^い判^ん然^んとして地を替^かへし鳴呼^あ何ぞ其衰
ふる事の甚^しきや扱江戸は歸りし後を其家^いは旧来^き委任^い
せし重臣^いを廢^すし昔時の法則^いを去り大^に改革^いを成^しし是
まで一橋^いを知りて其人^いを重^あんせし人々を夫^そ等^らの事を指^さ
て英邁^いの所業^いはしと尊^あむべき大決断^いありと称^あ譽^えを然^んとど
も其布告^いの書^いは云^はへる所^いを見^みるは彼の深意^いは何^の用^のも
成^らざる事を指^さして大切^いの事と唱^なへし
此頃^い旗本^い中^いは示^ししる書面^いを得^えし其文^い左^のの如^しは是^を今^も
度^い家政^い改革^いの様子^いを見^みるに足^たるべきものあり

連年政府の入用莫大の事より意外に出たり依て海陸軍の
兵備を充實きんぎょうせんが為心ありばも汝等なつからの知行ちぎょうの半高を
昨年中借り上る事に至り然る方今の場合ばいばいは汝等
の俸禄ちゆうりくわとんど無き事も及ぶべし

注曰南方より領地を失ひて其歳入八百
万石の処今僅に三百万石に減りたり

是を予が悲歎いんたんの事ゆて聴く堪へざる処あり故に予今
悉く旧律古例を止めむべての入用を格外に減せんと謀る
予いふも臣下は對し深く氣の毒と思へども汝等祖先せんぜん以
來承け来りし知行を引續ひきつづきて与ある事とて出来できず

思ふる是に依て自ら力を尽して日用を減し衣食を言ふよ
及ぶべし少の費用せうぎようよりとも省略せうりゃくし是を以て生活せいかつの道を立
てん事予の心願あり然る上の汝等家事を始めむべての入
用を減略げんりやくを乞ふ依て如何程の高官を勤むる者と雖も一
人として騎歩きふし不自由ありと思ふべし然る実今日に至る
るも皆予が一身の過あやまちより起りし事故に予を深く恥ぢ深く
悲む所あり付ては生計の為暇を乞ひて記者の予に於て
これをあはれ忍しのびずと雖もその志を所任しよにんを乞はれば願
書を出さむも妨さまたげあり

一橋此号令を出せしより自ら其行を慎しんみ京都より怪我けが人

到着せしは只兩三人の家来を携へ度く見舞あど是を以り
一橋敗歸の後られは謁見せし外国人皆その状を温雅や
て貴人の体を失えざるを稱し今不幸より浮雲は掩られ
されとも全く滅亡せん事の極めて惜むべしと言へり然れ
を一橋を此国に於て固より凡庸の人より凡庸の人を
べし且つ我輩は對しとも毎は親友の情を失えざるの必定
あり

○二月廿一日越前宰相参 朝仰付られ中山徳大寺
兩郷より相渡されし書付

慶喜謝罪の状東征大総督を置られ以上の右の手を經で
て言上の儀を 関し召され難き筋を付宜く其順序を以て
執奏されしりひを 思召の旨 仰出されし事

右の 大君御謝罪の書を越前老侯より

天朝へ差出されし故あり

○雜報

仏蘭西より歸りし人の話は只今改羅巴諸国太平無事あり
去年ガリバルヂと羅馬法王と度々戦争あり法王方敗軍多
かりしが仏蘭西の援兵大にガリバルヂを敗りてこれを擒
り其後至て静謐ありし事

江戸在苗の外国人追々横濱へ引拂ひしに依て開成所は在
苗せし和蘭医師理学化学二科教師ガラタマも當月四日横
濱より出立を

河津伊豆守の若年寄外国事務總裁元の如し。跡部遠江守
の願に依て免。林大学頭の寺社奉行並とある。

當月九日の西洋第四月一日より江戸開港の期限あり普請
おども追々出来しれども此末商賣の盛衰いづからん計
知ること能はず

會津の藩士を悉く国元へ帰り上方より怪我せし者も療治
中ありしが皆江戸を引取りしり

中外新聞第五号

慶應四年三月七日

○江戸市中への觸書

勅使御下向の儀に付ては都下の人心動揺いふんまどき物
も無之いへどもうくまぐぬ恭順の丁寧の由取扱を以て
此迎へ遊ばされ儀に候はしきしり此二心無之儀を

天朝へ此あうし遊ばされ儀に候はしきかあらん此不當の由處
置えられし事と事と思し召され儀に候はしき此
使へ對し失礼の所業等決して致しまどき此右に付非常此
警衛のとり夫に固め等建させられし都下人民いづれ

も心得達ちかひの所業決きしてられあま様精こく可た心付こ事

辰三月

奉行

○三月二日水渡

水意の書付

此れど相觸あり通京都表ありし軍勢水差向相成実まこと以て奉恐
入いり候うへ付ひ只管恭順謹慎きんけん 水沙汰相待あい事こと又付官軍へ對
一決いして粗忽そごの舉動きんどうこれららままくく右みぎハ 天朝へ對
恐入おそ入いり候うハ申ますでももられあく且かつ府下ふりか百万ひゃくまんの生なま霊たまを塗炭とたん又
階入かゝ入いり様相成ようさう候うへ候う又付実まこと以て忍しのびびざるさる次才つぎ又また假令たとへ忠義
の心こゝろ又出いりしも此旨このたまひ又相恃ありし者ものを我われが意い又背そむきし者もの又

付予つが身み又刃やいばを加くふるも同様どうがうの候うへ付此旨このたまひ驚おどと相弁あへへ心
得達ちかひひこれあま様又致いたささべきまの也

○ 町奉行黒川近江守水田守居すに轉まり松浦越中守代しろりて町奉
行ちやうほうぎやうと成なる○梅沢孫太郎妻木多宮を大目付○酒井安房守やす
寺社奉行並

○ 近ちかく官軍問罪くわんぐんもんざいの奉ほうりと聞きく臣子しんしの分ぶん只ただ一死いつし何なに
そ患うれとをももるは足たりらん其曲直是非まがまが至いたりてハ強つよて今いま分別ぶんべつを
論ろんせん暫しばらくく空漢くうかん又對たいし百歳公議ひゃくさいこうぎの人ひとを待まちつのみ即すなはち今いま米利あか

堅の報告云官軍兵庫の居館を襲ふ故に砲臺を用き兵士
を分ち其地を堅守し軍艦を呼ぶと英仏も亦然り長崎地方
の如きといふも其確報を得ざると雖も恐くは同轍に過ぎざ
るべし断然これを見て痛哭悲歎堪へば遠くは印度の敗
近くは支那の地長毛官兵其是非曲直を鳴らし同属相食
し西洋諸国其虚を乘じ皇国亦殆同轍に陥らんといふ口は
勤王を唱へて大私を挟み皇国土崩万民塗炭に陥る事
を察せば是を何と云せん臣上進して微衷を愁訴せん
す然ともも有罪の小臣我が主と一死を待つものぞ然れとも
此千歳の遺恨を何如せんや斬首前より是の黙止むるを得

す冀くも此微志を以て参輿闕下に代訴せらる事誠恐
謹言

辰二月

徳川陪臣 姓名

右京師或る人の書状中よ之を得り依てこゝに附記し

○京都より英国公使疵を受けし事
今日不図驚くべき一新聞を得り即ち英国人書状
の訳文あり依て紙数未満ありと雖も期日を待たば
して之を即行し急よ看官に報告を兩三日の間よ必
詳説を得て再び訳出さるべし

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日於横濱
江戸某公足下呈上

亞墨利加の蒸氣船ローウルと号する船今朝兵庫より到着
せり去る廿二日即ち二月廿九日仙国公使ロセス及び和蘭
公使ホルスブルック 皇帝陛下に謁見を次日即二月三十日
英国公使ハルリーパークス京都において 皇帝の宮殿へ
昇らんときも途中にて卒尔と襲撃せられ自身も少く疵
を被り外英人九人疵を受けたり其内二人ハ尤深手あり是
に依りパークスを 皇帝に謁見せんとす大坂に引返り
り英仏及び和蘭の官吏等直に横濱に歸る事を決せり

此報告あねいまご詳を悉さばといへども多分相違あり
べきものあり

英吉利在苗館 某

副啓 帰港の上日本の兵卒即ち浪人輩を殺害せしむとの
風説あり

○
向山隼人正若年寄に任し

中外新聞第六号

慶應四年三月十三日

横濱新聞の抄訳

一千八百六十八年三月廿八日日本三月五日記を

昨夜飛脚此地に到着しハルリーパークス君京都より於て
天子の禁闕へ趣りんともる途中にて襲まれ其護衛の騎兵
九人手疵を受け日本人一人殺され一人虜とありける旨を
報告せり

此事に付てハ凡聞きまじくしよしといまど何者の所為
とも分り難し但し怪我人の九人にて其内二三人ハ死

—る由パークスを其乗りたる馬を斬られたるのみ
して自身より怪我これなき由あり

此事件の未如何ありやいまだこれを聞かば然もども仏
蘭西蒸気船ドフレイ并英吉利蒸気船エドヘン五ール急
に大坂に立せり是と蓋し公使等を迎へ帰らんよある
べし

此度の公使等実よ彼兇徒等の信どくうらざるを知り自今
以後決して右様の異変あらうべき處置を行はん事これ我
輩の欲する所あり

最早寛大の處置を行ふべき時より改羅巴人米利堅人
身よ一毫の罪あらずして命を失へる者既よ三十人よ及べり
此後此の如き枉死の増加せん事疑ひあり然も手はら
き處置を行ひて日本人の暴悪を止むべき事當然あり
先日仏蘭西にニストルの為せし處置の甚と手早くして且
其目的を得るの良策して此地より外国人等極めて敬服
せり此度英吉利にニストルも亦宜く是よあらふべし

先日仏人十一人堺に於て殺害せられしは仏国公使
五ヶ條の事を三日間よ決断しらるべき旨若し三日を過
ぎしは直様兵を差向け申べく云々の趣を京師へ掛
合よ及びし是よ依て五ヶ條共よ速に行えれしと

云右ケ条の第一ハ 朝廷より書面を以て罪を謝せし
れ第二ハ外国事務總裁自身ハ仏船へ往き謝し第三
ハ土佐の士官兵卒乱妨せし者を刑し第四ハ土佐
人脱剣せざれば外国人の居留地ハ立入るを許さば第
五ハ償金十五万ドル此五ケ条ありといふ
外国人の狂死亦夥し第一ハ米利堅人十人水死し次ハ仏人
十一人殺害せられ又此度 朝廷の賓客として懇^{けんごう}招待^{せうたい}を
受くべき英吉利人故あくく襲^{おそ}れしり
コルシカ人の語一人殺さるれば一人を殺しといつる事
られども吾等ハ是ハ倣^{なま}ふ事あく宜く一人殺さるれば千人

を殺すの心を以て復讐^{ふくしゅう}を行ふべし吾等一度命令を下せば
日本の外国の才智兵力ハ屈服せざる事を得ず日本人若し
頑固^{えんこ}あると然^{しか}ハ遂^{つひ}ハ印度人の轡^{おび}を履むに至るべし
日本人ハ政羅巴米利堅等ハ往^{むか}き其国人の如く自在ハ歩
行^{あゆ}むも妨^{さまた}げあし何故^{なニ}日本ハ其の外国人ハこれを許さば
る^らハ畢竟^{ひつじやう}日本人をし其陋習^{ろうじゆ}を改め公平の法を守らるゆ
んが為^{ため}ハ大軍を上陸せしめ国内ハ攻^{せう}入り軍艦を以て
海岸^{かいがん}を囲^{かこ}まざるを得ば
即^{すなは}今兵庫と神戸との間の門を閉ち外国人の通行^{つうこう}を禁せり
何故^{なニ}も解^ときべし何の道理^{どうり}ハ由て此の如く吾等の自

由を妨ぐるや夫れ條約の正しき道理を行もん事の請合ひあり然るに此国民の何故道理を背ける事をあはや彼等實に敵對を好むや又の唯戯れありや其裁判をニストルの處置に在るべし

黒沢孫四郎 訳

○
京都より肥前肥後二藩と薩藩との間は不和の事起りしより専ら夙閑なれども未詳々ありしに横濱へ出し置きしより戍兵皆此度江戸へ呼返りしに成り然

るふ二三日以前其内三中隊など脱走ししより此節諸藩の言ふに及ぶに旗本の士も脱走者少くは近日歩兵局の或る頭分の人も一人行方を知らばと云ふ甲州路よりの報告は近藤勇百餘人の兵を引連れ甲州を指して往きしは是は先くして甲府城既に敵手は落し依て府城に入る事能はば退きて屯守せし敵より兵を出して急を襲ひ掛りしに已む事を得て一戦し勝利を得し然るに敵兵再び来り攻めしより此方の援兵あらず衆寡敵し難く大敗し及べりと云
上方より来りし人の話は天子遷都の説約より或は曰

薩州長州の二侯 今上を勸め奉りて浪華を遷すの議を建
つ然れども京地の民人不服ありと或を曰外国公使等屢々
参 朝を請ふ議者曰夷狄を以て 禁闕に入らむるを不
可あり宜しく浪華を行在所を設けて彼等の拜謁を受けさ
せりよべしと此説速に行せられざる間各國公使既に入洛
せりより去月晦日の変事も出来せりとしか其詳ある事
を未どころれを聞く事を得ば
○英仏の両ミニストル當月十日帰着に

中外新聞第七号

慶應四年三月十八日

京都御觸書四通

先般外国御交際の後 敷慮の旨仰出されしに付てハ万国
普通の次第を以て各国公使等御取扱ひ在らせられし然る
処此度 御親征御出輦遊むされしに付てハ此餘日もこれ
あき由事と付各国公使急参 朝仰付られしに付此度相
達し旨仰出されし事
右の通に仰出し万洛中洛外山城國中寺社共不洩様早く可
相觸しもの也

今而後當用換天皇稱而諸国交際之職專命有司等各国公使
諒斯旨

慶應四年正月

睦仁 御印

○開港延引の報告

方今日本政府の形勢一変するに因り江戸及び新潟を安全
にふさぐが為は暫時其開市開港を遏むべし而して日本在
苗英国女王殿下の特派公使全權ミニストルを事態治定す
るに至るまで右の都府及び港に英国人の居留するハ危険
ありべしとの説を守らるべし

是を以て全權公使ハ英吉利人ニ告知を來り第四月一日即
ち日本三月九日右ニヶ所の閉市閉港を暫時延引して他日
英人右兩處に居留安全を得且つ交易を成さるべき節に至り
速に報告すべきりのあり

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日

兵庫に在る英国女王殿下の公使館

○三月八日當中に於て布告の文

當節柄小給の者ども別て難決し可有之以る格別の記を
以て二百俵以下の者當夏に借米四分米六分金直段の儀を

百俵又付八十兩の積を以て此節取越一被下以尤差向米渡
のふの之相渡して可有之以

但布衣以上は役金以下は向を二百俵以下も相除き
以事

右の趣向くへ可を達事

三月

○
此節亞墨利加サンフランシスコ港米穀至て拂底高直の由
又付日本より米を遣をしくらば土人も悦ひ且日本も利
益はるべしとの噂あり

英仙の公使皆京都より帰着を英人サトウも亦帰りて伊皿
子長應寺前の寓処に在り

去月晦日の狼籍者の全く浪人より其場所にて切殺され

又を生捕とり三月四日刑罰を行われ全く事済成る

由且又英公使を三月三日滞りて冬 朝拜謁せし由サトウ

の物語あり

横濱を當時英吉利赤備兵隊警衛を四五日前薩州人の出入
を止めし事あり何故とも分り難し或る説は薩人不圖外
国の婦人又戯しし事ありし故ありといふ

○薩藩大久保市蔵の建白書

今日の如き大変態の開闢以来いまだ曾て何らざる所あり
然るも尋常定格を以て豈これに應むべけんや今一戦官軍
勝利とあり巨賊東走と雖も巢穴鎮定に至らば各国交際
永續の法いまだ立らば列藩離叛一方向定まらば人心洵々
百事紛紜とて復古の鴻業いまだ其半に至らざる其端
を開きしる者と謂ふべし然れば 朝廷に於て一時の利徳
を計り永久治安の策をおさぐる時の則北条の後も足利を
生し前次去りて後奸来るの覆轍を踏せられはも必然ある
べし依之深く 皇国を注目し觸視する所の形跡は拘らば

廣く宇内の大勢を洞察しるは數百年來一塊しる因循の
弊を一新し国内同心合体一天の主とすそのを斯まを頼母
しき物と上下一貫天下万民感動泣涕いしる程の正実行
を奉行せしむ事今日急務の最急ありて是れ其の通り
主上と申奉るもの玉簾の内は在り人間は替らば玉ふ様
は僅に限らば公卿方の外拜し奉る事も出来ざる様ある
由有様よての民の父母しる天賦の正職掌よの乖戾しる
訳あれば此の根本道理適當し正職掌定まりて初めて内国
事務の一法起るべし右の根本を推究して大变革せらるべ
きは遷都の典を挙げらるるに在るべし何とあれば弊習と

云へるの理は非を以て勢をけり勢を觸視する所の形跡は
歸まぐべし今其形跡上の一二を論せんよ 主上の在る所を
雲上と云ひ公卿方を雲上人と唱へ 龍顏の拜し難き物よ
譬へ 玉体を寸地も踏むはさるゝとのと餘り又推尊し奉り
て自ら分外は尊大高貴ある物の様と思召され終は上下隔
絶して其形今日の弊習とありし物あり敬上愛下を人倫の
大綱よしと論あきとありし過れの君道を失えし臣道を
失えしむるの害あるべし 仁徳帝の時を天下万世稱讃し
奉るは外ありべし即今国々よ於ても帝王從者一二を率して
国中を歩行き万民を撫育するの實は君道を行ふ者と言ふ

可し然れを更始一新王政復古の今日に當り 本朝の聖時
は則らせ外国美政を歴するの大英断を以て挙行之をせり
へきの遷都は在るべし是を一新の機會として易簡輕便を
本として数種の大弊を抜き民の父母たる天職の君道を履
行せられ命令一たび下りて天下慄動する所の大基礎を立
推及しりふは非されば 皇威を海外に輝し万国は内對立
けりせられし事不可叶
一遷都の地の浪華はよく可らば暫く行在を定められ治安
の体を一途に居る大に成を事けりしべし外国交際の道富国
強兵の術攻守の大権を取る事海陸軍を起し事よ於て地形

適當ありべし尚其局この論りらるべし然れが贅せん
右国内事務の大根本より今日寸刻も怠るべしうらぎりの
急務と奉存い此義行なれて内政の軸立ち基本始て舉行ふ
べし若し眼前些少の故障を懸念し他処に移りいれ行を
らるべき機を失し皇国の大事終る去るべし仰き願をくハ
大活眼を以て一新し急卒御旅行らるん事を千祈万禱し
奉りい死罪

大久保市藏

○
帝鑑間雁間菊間の諸大名通計四十三藩 君上より代りて謝

罪の歎願書を 天朝に捧ぐん事を議し其内四家の重臣先
総名代とありて上京し當三月二日太政官辨事傳達所へ罷
出中川大炊は頼り右書面を差出せし東園殿に落手相成
追て此沙汰可有之旨に仰聞い
右名代四人に佐倉の倉次甚大夫小田原大久保弥右衛門上
田の掛山政右エ門佐野の西村鼎是あり戸沢諏訪両家も初
を連名ありし追て除名せし由其故未詳
外様しるい仙臺二本松米沢を初め徳川氏の為めより力を尽
し寛大のい處置を乞ふ者多し
一橋玄同殿も東海道へ出て 勅使より哀訴せられ勝安房守

等も周旋^{まわらば}尽力^{とことん}少^くう^へん

兵庫より何者とも知まぬ英吉利コンシルの旅館へ忍込
みコンシル夫婦を殺しし由の風説あり虚実未詳

○京都よりの布告

一大藩三員

一中藩二員

一小藩一員

右の今般 王政内一新仰出され輿論公議を執りし趣意
を以て各藩より貢士として太政官へ差出しし様仰出され
以條其の趣意又相基^{あひた}き国々の国論も相代^{あひた}りべき者人撰
有之差出しし様沙汰の事

但右拜承當日より五十日を限り差出し可申尤其者参着^{まゐり}
次第辦事役所へ可届出事

一各藩より徴士^{ていし}仰付られし者へ奉 命即日より 朝臣と
相心得勿論^{もちろん}旧藩又全く関係^{かんけい}混合^{くわごう}これふきし趣意より此
旨厚く相心得可申事

一大藩 但し四十万石以上を唱

一中藩 但し十万石以上を唱

一小藩 但し一万石以上九万石を唱

右の通諸侯石高を以て三等又區別^{くわくべつ}相立し様と 仰出事

二月

諸藩より江戸開成所へ拔擢又ハ雇^{やとひ}ニ相成居^{あはれ}ハ者名元取調^{とらえ}
早速辨事役所へ申出^{まを}ハ様^{さま}を仰出^{おほし}ハ事

二月

○

横濱只今在苗の高船廿九艘軍船ハ英吉利五艘仏蘭西二艘
亜墨利加二艘^{ふろいせん}亭漏生一艘通計十艘あり
ドル相場少^{すく}下^{くだ}落^{おち}の方あり一枚^{まい}ニ付銀四十三匁五分より
四十三匁六分五厘

中外新聞第七号終

